

潜水器漁業の許可に係る制限措置の内容及び申請すべき期間（案）

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 58 条において読み替えて準用する同法第 42 条第 1 項の規定に基づき、福島県漁業調整規則（令和 2 年福島県規則第 68 号。以下「規則」という。）第 4 条第 1 項第 10 号に掲げる潜水器漁業につき、規則第 11 条第 1 項各号に掲げる事項に関する制限措置及び許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

令和 5 年 月 日

福島県知事 内 堀 雅 雄

第 1 制限措置

1 漁業種類

潜水器漁業

2 許可又は起業の認可をすべき漁業者の数

30 人

3 操業区域

漁業権者の同意があった第 1 種共同漁業権漁場

4 漁業時期

(1) 規則第 40 条第 1 項に掲げる表上欄の 11、13 及び 15 に規定する水産動物（あわび、ほっきがい及びうに）を採捕する場合は、同表中欄に規定する期間外であって、当該漁業権者が同意した期間内

(2) その他の水産動植物を採捕する場合は、漁業権者が同意した期間内

5 漁業を営む者の資格

福島県に住所を有する者

第 2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和 5 年 2 月 24 日から同年 3 月 23 日まで

第 3 許可の有効期間

令和 5 年 5 月 1 日から令和 8 年 4 月 30 日まで